

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減の推進（GX）と建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進（DX）を一体的・総合的に支援し、取組を加速化させることを目的として、「建築GX・DX推進事業」を創設する。

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること。
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあつては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
- 国土交通省等による調査に協力すること

※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと。

● 補助額等

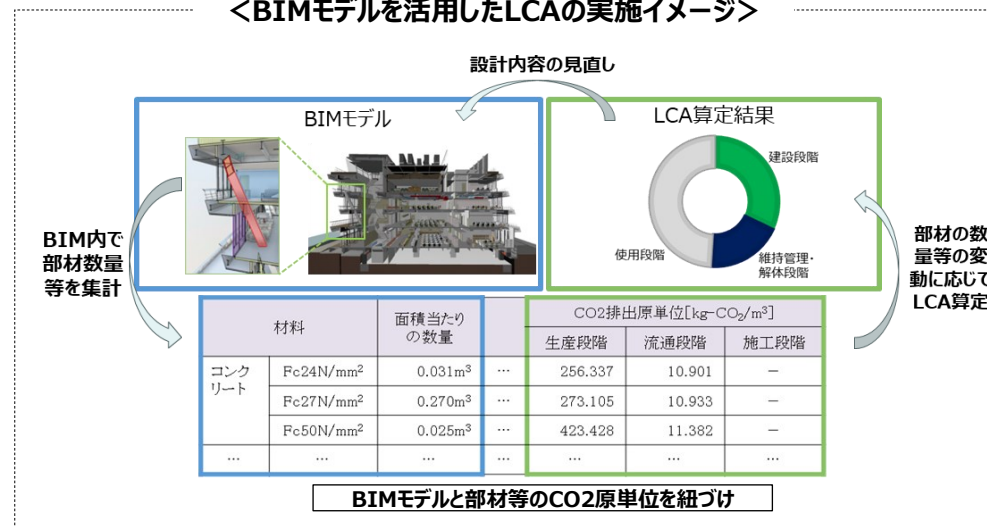
<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
 - BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円/件
 - BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円/件
- ※ LCA算定に必要なCO2原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算

<BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ>



建築プロジェクトにおけるBIM活用及び LCAの実施を一体的・総合的に 支援します

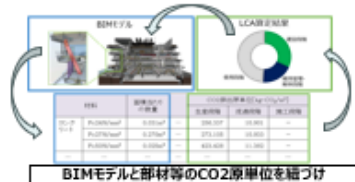
令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算※において
～「建築GX・DX推進事業」を実施します～

※令和6年度補正予算5億、令和7年度当初予算案6.5億

**BIM活用プロジェクトや、
LCA実施プロジェクトが支援対象になります！**

＜BIMモデルを活用したLCAの実施イメージ＞
設計内容の見直し

BIM内で部材の
数量等を集計



部材の数量等の
変動に応じてLCA算定

BIMモデルと部材等のCO2原単位を結びつけ



建築GX・DX推進事業 3つのポイント

- 1 来年度末(R7年度末)までの設計・施工BIMモデルの作成、
LCA算定に要する費用について幅広く補助します
- 2 BIMモデルの作成のみを行う場合やLCA算定のみを
行う場合も補助の対象です
- 3 BIMモデルの作成については、協力事業者(下請事業者
等)だけでなく、元請事業者等も補助の対象です

まずは、代表事業者等※の登録をお願いします

(その後のプロジェクト等の変更は可能です)

※BIM活用型に掲げる事業にあっては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、
LCA実施型に掲げる事業にあっては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。
(LCA算定のみを行う場合も、事業者登録が必要です。)

詳細は裏面をご覧ください

建築物のLCAの実施によるLCCO2削減と 建築BIMの普及拡大による生産性向上の推進

○対象となる費用

項目	含まれる経費
BIM導入費	・BIMソフトウェア利用費 (ビューソフトウェア、アドオンソフトの利用費、 BIMモデルを利用するためのPC・タブレット・ARゴーグル等周辺機器の リース費等を含む) ・CDE環境(共通クラウド)構築費・アクセス費
BIMコーディネーター等費	・BIMコーディネーター人件費・委託費 ・BIMマネージャー人件費・委託費 ・BIM講習に要する委託費・人件費・諸経費
BIMモデラー費用	・導入初期のBIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMの高度な活用を図るためのBIMモデル作成に係るBIMモデラー人 件費 ・維持管理BIMモデル作成に係るBIMモデラー人件費 ・BIMマネージャーをサポートするBIMモデラー委託費
LCA算定に要する費用	・LCA算定に要する人件費 ・LCA算定に必要なCO2原単位の策定に要する人件費 ・CO2原単位策定に必要なデータベース利用費、第三者検証費用 等

一定のBIMモデル作成に
関する費用も新たに補助
対象としています

- ※プロジェクトに参加する専門設計事務所や専門工事業者に加えて、代表となる意匠設計事務所や元請事
業者(ゼネコン等)が要する経費も対象となります。
※設計調査費及び建設工事費に対しBIM活用による掛かり増し費用の1/2 (延べ面積に応じて補助限度額
を設定)、及びLCAの算定に要する費用について上限額以内で定額で補助します。
※元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、
BIM活用状況を報告してください。
※3階以上かつ地区面積・延べ面積がともに1,000㎡以上の新築プロジェクトの場合は、業務の効率化または
高度化に資するBIMの活用を行うことが要件となります。

○事業に対するQ&A

- 代表事業者等の登録は、BIM活用とLCA実施でそれぞ
れ別々に実施する必要がありますか？
- 令和7年中に設計完了又は竣工に至らないとダメで
すか？
- ⇒ それぞれ別々に実施する必要はありません。代表事業者
等の登録は、一度にまとめて行っていただけます。
- ⇒ 必要な要件を満たした上で、部分的にでもBIMモデ
ルが作成されている場合は問題ありません。
- 令和5年度補正予算で補助を受けたプロジェクトも対
象になりますか？
- 既にBIMを活用している事業者はダメですか？
- ⇒ 既にBIMを活用している事業者であっても、BIM
の定着を図る観点から、BIMソフトの新規購入、
BIM講習の受講費用、導入初期のBIMモデル作成費
用等が補助対象となります。
- ⇒ 対象になります。ただし、令和7年度当初予算に係る
当該プロジェクトの申請の開始時期は、夏頃を予定し
ています。

○スケジュール ※今後変更の可能性がります

- 代表事業者等登録** 令和7年2月18日 開始
※令和6年度中に登録の手続きを行った場合、令和7年度に、
改めて登録手続きを行っていただく必要はありません。
- 交付申請** 令和7年2月27日 開始
※令和7年度当初分については令和7年4月1日 開始予定です。
- 完了実績報告** 令和7年7月～令和8年2月末予定
※完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります。

お問合せ先

建築GX・DX推進事業実施支援室
03-6803-6766

詳細情報

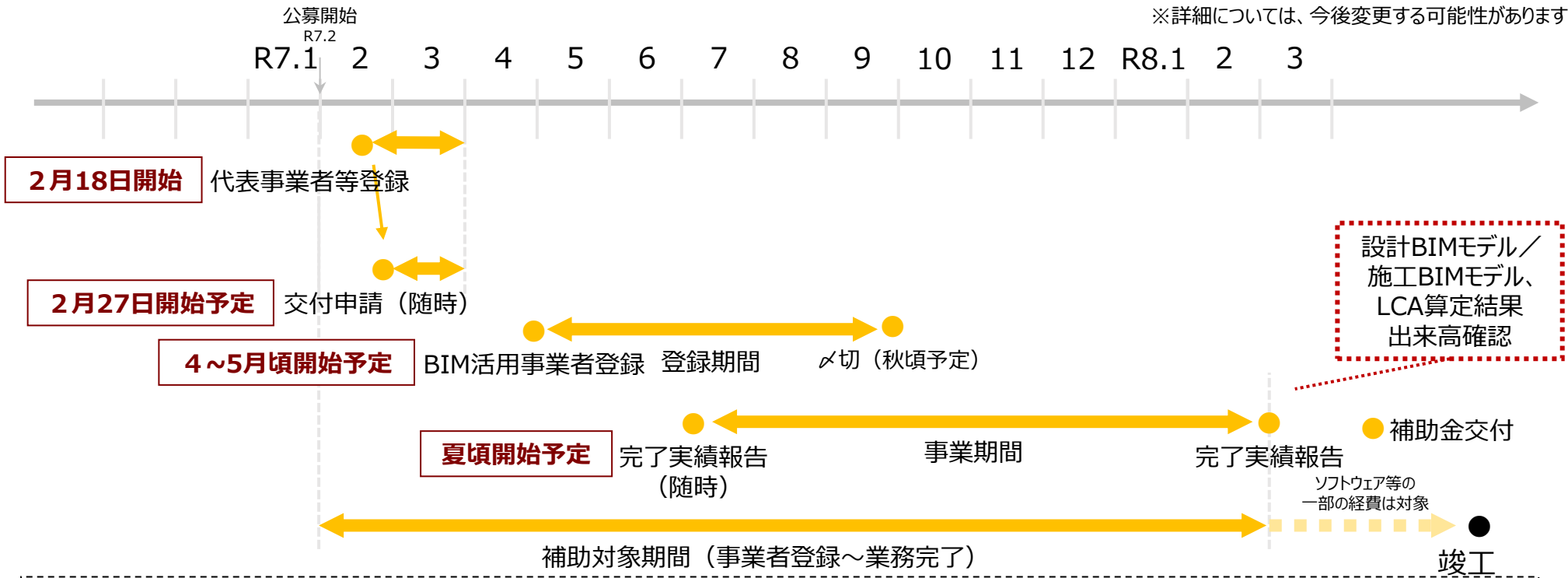
<https://gx-dx.jp/>



建築GX・DX推進事業 スケジュール(令和6年度補正予算の場合)

- 令和7年2月18日より、代表事業者等※1の登録を開始しました。令和7年3月末までに代表事業者等の登録を行い、準備が整ったプロジェクトから随時**交付申請**※2を行って下さい。
- 補助対象となるのは、**代表事業者等登録から事業者毎の完了実績報告までに発生した費用**です。
- 完了実績報告までに作成した**設計BIMモデル又は施工BIMモデル、LCA算定結果等により出来高を確認し、補助金を交付**します。

※1 代表事業者等：BIM活用型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する設計もしくは施工を行う事業者の代表事業者、LCA実施型に掲げる事業にあつては、本補助事業の活用を希望する発注者又は設計もしくは施工を行う事業者です。
 ※2 令和6年度補正予算における交付申請にあつては、令和6年度中に発生した対象経費を含むことが要件です。



※詳細については、今後変更する可能性があります

※ 令和7年度当初予算による代表事業者等登録は令和7年4月1日開始予定(令和6年度補正予算において登録した事業者は令和7年度当初予算における登録は不要です。予算成立後、令和7年度当初予算における登録完了通知を送付します。)
 ※ (令和6年度補正予算分を含む) BIM活用事業者登録および令和7年度当初予算の交付申請受付開始は4月頃開始予定。【P】